

統計委員会令の一部を改正する政令 新旧対照表

改正後	現行
<p>(分科会)</p> <p>第一条 統計委員会（以下「委員会」という。）に、評価分科会（以下「分科会」という。）を置く。</p> <p>2 分科会は、委員会の所掌事務のうち、統計法第五十五条第三項の規定により委員会の権限に属させられた事項（同法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。）を処理することをつかさどる。</p> <p>3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。</p> <p>4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。</p> <p>5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。</p> <p>6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>7 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第二条 委員会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置</p>	<p>(新設)</p> <p>(部会)</p> <p>第一条 統計委員会（以下「委員会」という。）は、その定めると</p>

(傍線部分は改正部分)

くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。次項において同じ。）が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

第三条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可決同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

（庶務）

第四条 委員会の庶務は、総務省政策統括官において処理する。この場合において、当該処理する事項が国民経済計算の作成基準に關して内閣総理大臣が委員会の意見を聴くことに係るものである

ころにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 5 （同上）

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

第二条 （同上）

2 （同上）

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第三条 （同上）

ときは、内閣府大臣官房企画調整課の協力を得て処理するものとする。

(委員会の運営)

第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(雑則)

第四条 (同上)